

第3章 日常生活圏域と地域包括支援センターの役割

1. 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の考え方

地域の高齢者や要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、地理的条件や地域特性、人口規模等を勘案し、「日常生活圏域」を設定し、圏域で様々なサービスが利用できる基盤整備や施策の展開を図っていくものです。

(2) 川上村における生活圏域の考え方

日常生活圏域の設定にあたっては、村の地理的条件、人口、住民の生活形態、地域づくりの活動単位、交通事情その他社会条件等、地域的特性をふまえています。

特に人口規模等を考慮して、川上村では日常生活圏域を1つとし、どの地域でも均等で一貫性のあるサービスの提供に努めます。

2. 地域包括支援センターの役割

(1) 地域包括支援センターの整備に関する基本的な考え方

「地域包括支援センター」は、各種サービス相談の実施や介護予防ケアプランの作成等、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として創設されました。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種の人材を置く必要があり、各職種で連携しながら地域全体の包括的、継続的な支援、管理体制を築いていくこととなります。

さらに、地域住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で、従来の支援体制では対応が困難なケースが出てきています。既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の検討も必要になっています。

(2) 川上村における地域包括支援センターの設置

川上村における地域包括支援センターは、現在、村直営であり、ヘルシーパークかわかみ中央棟内に1か所設置しています。

高齢者の困りごとや、健康や介護予防に関する相談のほか、ヤングケアラーを含む家族介護者を支援するため、地域包括ケアシステムを構築し、保健・福祉・医療の各機関、庁内の関連部署と連携し相談支援を行っています。